

厚生労働大臣の定める掲示事項等について

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 一般病棟入院基本料について

当院は、「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 B）」の届出を行っており、日勤・夜勤あわせ平均して、入院患者様 10 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が従事しております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4 DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する DPC 対象病院となっております。

※医療機関別係数 1. 4733
（基礎係数 1. 0583＋機能評価係数Ⅰ 0. 2685＋機能評価係数Ⅱ 0. 1209＋救急補正係数 0. 0256）

5 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

（1）入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）・適温にて提供しております。

（2）基本診療料の施設基準に係る届出

情報通信機器を用いた診療に係る基準、機能強化加算、電子的診療情報連携体制整備加算 3、電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2、初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準、歯科外来診療医療安全対策加算 1、歯科外来診療感染対策加算 1、一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 B）、救急医療管理加算、診療録管理体制加算 2、医師事務作業補助体制加算 1（25 対 1）、急性期看護補助体制加算（25 対 1）看護補助者 5 割以上、急性期看護補助体制加算の注 4 に規定する看護補助体制充実加算 1、看護職員夜間配置加算、電子的診療情報連携体制整備加算 2、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算 1、医療安全対策加算の注 2 に規定する医療安全対策地域連携加算 1、感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 2 の注 4 に規定する連携強化加算、感染対策向上加算 2 の注 5 に規定するサーベイランス強化加算、患者サポート体制充実加算、身体的拘束最小化推進体制加算、ハイリスク妊娠管理加算、後発医薬品使用体制加算 1、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1、バイオ後続品使用体制加算、病棟薬剤業務実施加算 2、データ提出加算 2 の口、入退院支援加算 1、入退院支援加算の注 7 に規定する入院時支援加算、入退院支援加算の注 8 に規定する総合機能評価加算、認知症ケア加算 2、せん妄ハイリスク患者ケア加算、協力対象施設入所者入院加算、回復期リハビリテーション病棟入院料 3、地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア病棟入院料の注 3 に規定する看護職員配置加算、地域包括ケア病棟入院料の注 4 に規定する看護補助者配置加算、地域包括ケア病棟入院料の注 8 に規定する看護職員夜間配置加算、緩和ケア病棟入院料 1

（3）特掲診療料の施設基準に係る届出

糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料イ、がん患者指導管理料ロ、糖尿病透析予防指導管理料、小児運動器疾患指導管理料、婦人科特定疾患治療管理料、二次性骨折予防継続管理料 1、二次性骨折予防継続管理料 2、二次性骨折予防継続管理料 3、地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料注宇 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算、救急外来医学管理料 2、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算、外来腫瘍化学療法診療料 1、連携充実加算、ニコチン依存症管理料、療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算、がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料、薬剤管理指導料、歯科治療時医療管理料、在宅療養支援病院 1、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算、在宅がん医療総合診療料、救急患者連携搬送料、皮下連続式グルコース測定、BRCA1／2 遺伝子検査、HPV 核酸検出、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、CT 撮影及びMRI 撮影、外来化学療法加算 1、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、注 3 に規定する初期加算、注 4 に規定する急性期リハビリテーション加算、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、注 3 に規定する初期加算、注 4 に規定する急性期リハビリテーション加算、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、注 3 に規定する初期加算、注 4 に規定する急性期リハビリテーション加算、がん患者リハビリテーション料、歯科口腔リハビリテーション料 2、ストーマ合併症加算、口腔粘膜処置、CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー、後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）（センチネルリンパ節生検（単独））、胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、レーザー機器加算、麻酔管理料（Ⅰ）、保険医療機関間の連携による病理診断、保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製、保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診、クラウン・ブリッジ維持管理料、看護職員処遇改善評価料、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5、入院ベースアップ評価料

（4）訪問看護ステーションの基準に係る届出

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 3

6 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、医療費の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるもので、患者様の個人情報にもなりますので、その点もご理解いただき、代理でご家族の方など会計を行う場合の交付を含めて、明細書の発行を希望されない（必要ない）方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

7 保険外負担について

当院では、病衣、紙おむつ代などにつきまして、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしております。

8 患者様の負担による付添い看護は行っておりません。

令和 8 年 7 月

理事長